

令和7年度インバウンド実態調査 業務仕様書

1 業務の目的

現在、県では「三重県観光客実態調査」が日本人観光客向けに実施されており、その調査結果は「みえの観光振興に関する条例」に基づく「三重県観光振興基本計画」や三重県の中長期戦略計画である「みえ元気プラン」において、三重県への来訪者の「量(観光消費額)」と「質(観光客満足度等)」の両面に着目した目標の設定に寄与している。

当該業務は、三重県内の主な観光施設(以下「調査地点」という。)を訪れた訪日外国人観光客(以下、「インバウンド」とする。)の旅行目的、移動手段、活用したメディア、消費額、満足度等、三重県を訪れるインバウンドについても同様の調査を実施することで、その特性、傾向等の分析、考察を行い、インバウンドに関する基礎データを得ることを目的とする。

なお、本調査は、観光庁の「観光入込客統計に関する共通基準 調査要領(令和5年改定版)」(以下、「共通基準」という)に沿った内容として、今後も継続して実施することを想定している。

2 契約期間

契約日から令和8年3月19日(木)まで

3 業務内容

(1)インバウンド実態調査の実施

ア 調査対象・調査方法

調査地点を訪れたインバウンドを対象として、調査員による対面聞き取り調査を行うこととする。

イ 調査地点

①中部国際空港(三重県を来訪した帰国者を対象)

②県内観光地 2 か所以上

桑名市長島町周辺、及び伊勢神宮内宮周辺は必須。

※三重県のインバウンドの実態をふまえ、必要な調査地点があれば提案に含めること。

ウ 調査回数、時期

実施時期は、夏期(7~9月)、秋期(10~12月)、冬期(1~2月)のうち、いずれか2つの時期とし、各調査地点で概ね3か月程度期間を空けたうえで実施すること。

実施日は、県と協議のうえ決定するものとし、調査日程の調整については、提案事業者において、調査協力施設と調整等を行うこと。

※提案に際して、最短での実施時期を示すこと。

※(参考)共通基準では、都道府県ごとに全ての調査地点で同日に実施することが理想的とされている。

エ 調査サンプル数・調査対象言語

総サンプル数：1 時期あたり、250 サンプル。合計500サンプル。

※有効な回答が得られた調査票のみサンプル数としてカウントする。

※調査の実施にあたっては団体客だけの調査になったり、特定の国籍・地域(観光庁：インバウンド消費動向調査を参考)に偏りが生じたり、1 地点に偏ったりしないように配慮すること。

※上記の条件下で、総サンプル数を確保するとともに、必要となるサンプル数について、県におけるインバウンドの実態をふまえ追加等が必要であれば提案に含めること。

なお、サンプル数を確保できないときは追加調査等を行うなど、サンプル数を確保するために必要な措置を、県と協議したうえで行うこと。

※調査票は英語、中国語(簡体字)、中国語(繁体字)、タイ語、韓国語の5言語を想定しているが、本県を訪れるインバウンドに対して効果的にアンケートを実施できるよう言語の追加等があれば提案すること。なお、調査票の翻訳も含めて提案事業者に行うこと。

オ 調査項目

今後経年変化を捉えた分析を行うため、本県における観光客実態調査・調査票(案)(<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001188719.pdf>) や、共通基準の他、他都道府県における実施状況等を参考として、効果的な調査項目について提案すること。

カ その他

- ・ 調査対象者は、観光を終えた者とする。
- ・ また、特定の国籍・地域や世代、旅行形態、団体旅行者に偏らないよう配慮すること。
- ・ 調査の実施にあたっては、適切な調査結果が得られるよう、外国語スキルや対面調査の経験、コミュニケーションスキル等を有する調査員を確保すること。
- ・ 調査員に対して、対面聞き取り調査での接遇やアンケートの記入方法・注意事項等について十分説明を行い、適正な調査が行えるよう留意すること。
- ・ 調査は、タブレットを活用するなど、集計の速報性を高めること。
- ・ 調査の実施にあたっては、県調査である旨の表示をした腕章もしくは名札を必ず着用すること。
- ・ 調査に協力いただいた来訪者に配布するノベルティを用意すること。ノベルティの内容については、三重県らしさを感じられるものとする。
- ・ また、ノベルティと合わせて配布する三重県の観光パンフレットを配布することを想定しており、パンフレットについては県から提供するが、各調査地点への送付は調査票等と一括して提案事業者が行うこととし、その際の送料は提案事業者が負担すること。
- ・ 調査日には、適当な人数の監督員を配置すること。監督員は、来訪者等とのトラブルが生じた場合、県に早急に連絡を行うとともに、連携してその処理にあたること。
- ・ 円滑に調査が行えるよう、調査員の健康管理を適切に行うとともに、問題が生じた

際は速やかに対応できるよう体制を構築すること。

- ・ 調査で聞き取った内容が的確に反映され、信頼度の高い調査結果となるよう、必要に応じてデータクレンジング等を行ったうえでデータを整理すること。
- ・ 当該業務について、サンプル数や回数等本県が仕様を示した内容を除き共通基準に準拠した調査となるよう、その実施全般にわたって可能な限り配慮すること。

(2)データの分析及び考察並びに報告書の作成

①データの分析及び考察

当該調査(アンケート調査)結果の出力は、各調査項目の県全体及び地点毎に、全体及び期別の集計を行い、項目毎の特徴やその要因について、県内外の社会情勢などを加味した分析・考察を行うこと。また、県全体のインバウンドの実態が把握できるよう工夫し、その手法について提案すること。

②報告書の作成

報告書は、調査後に作成する速報版(2期分)と、暦年の報告書の2種類を作成すること。また暦年の報告書については概要版も作成すること。

③ BI ツールデータの作成及びダッシュボードへの追加

調査データについて、三重県観光統計データサイト(<https://www.tourism-statistics.pref.mie.lg.jp/>)へ掲載する。

これらについては、「三重県観光統計データ」サイトで見える化できるように Tableau ダッシュボードを作成し、ワークブック(.twbx)及びデータソース(excel)で本県に提供(本県は、Creator ライセンスを既に有している)すること。

権利等の都合で見える化できる範囲が限られる等がある場合については、提案の際に説明すること。

(3)ノベルティの購入

①ノベルティの選定

調査協力者に提供するノベルティについて、提案事業者は県に提案を行うものとする。ノベルティの単価の1つあたり上限は300円(税抜き)とする。

②ノベルティの購入

選定したノベルティについて、提案事業者は県に提示し、購入の手続きを行うこと。

※ノベルティ購入費用も見積もりに含むこと。

4 納入成果物

本業務の納入成果物及び提出期限は下表のとおりとする。

	成果品	提出期限	内容等
イン バ ウ ン ド 実 態 調 査	報告書(速報版)及びローデータ	期ごとの調査終了日から 1か月以内。 2月19日以降に実施した 場合は3月19日まで	・電子媒体(Word 及び Excel)
	報告書(暦年)及びローデータ	令和8年 3月19日(木)	・A4 版 ・電子媒体(Word 及び Excel)
	BI ツールデータ	期ごとの調査終了日から 2か月以内 1月19日以降に実施した 場合は3月19日まで	・電子媒体(twbx)

※ローデータの納品にあたっては、Tableau 等の BI ツールで分析しやすいように配慮すること。

(参照:「統計表における機械判読可能なデータの表記方法の統一ルールの策定

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01toukatsu01_02000186.html)

5 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

6 契約不適合責任

引き渡された本件目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない場合、受託者に対し、履行の追完を請求することができることとする。なお、契約不適合が発見された場合は、受託者の責任において補修等を行うものとする。

7 その他

- (1)事業実施にあたって、契約書および本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、県と協議して実施するものとする。
- (2)受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに県に報告し、その指示に従うこと。
- (3)業務遂行において疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- (4)県は、必要に応じ、受託先を訪問して状況確認を行うとともに、実地および書面による検査を実施することができるものとする。
- (5)この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。

- (6)本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、個人情報の取扱いに係る関係法令を遵守すること。個人情報の取扱いに係る関係法令に違反した場合には、罰則の適用があるので留意すること。
- (7)本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡しが完了したときに県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条および第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。)および成果物のうち県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (8)受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下暴力団等という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
- ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - ウ 県に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと。
- (9)受託者が(8)のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (10)受託者は、業務を実施するにあたり、障がいや理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項(合理的配慮の提供義務)に準じ適切に対応するものとする。